

1 事業の目的

高齢者や障がい者のある方、妊娠中の方や旅行中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両の普及促進を図り、県内のバリアフリー交通を推進することを目的とします。

2 事業の概要

一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）が、ユニバーサルデザインタクシー及び福祉専用タクシー（以下「UDタクシー車両等」という）を導入する際の補助制度。

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標値に対応した車両数となるよう、国の補助と併せ令和3年度までに450台の導入を図ることを目標とします。（国の補助対象40台／年、県の補助対象110台／年を想定）

3 制度の概要

補助対象者 ※国と同様	① UDタクシー車両及び福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者 ② ①の事業者に車両を貸与する者 ※県税の滞納がないこと。
補助対象車両	県が事務局を務める協議会において認められた車両であって以下の要件を満たす車両。 ① 福岡県内に事業拠点が存するタクシー事業者が使用する車両 ② 福岡県内に使用の本拠を置く車両 ③ 過去に本補助金の交付を受けていない車両 ④ 国補助金の交付を受けていない車両 ⑤ 補助を受けた年度の末日までに新規登録する車両
補助対象経費	車両本体価格（消費税抜）
補助率 国と同様 県独自	補助対象経費の1/3 【補助上限額】 ・スロープ又は回転シート車（UDタクシー含む）・・・60万円 ・リフト付き車両・・・80万円 ・市町村の委託等によるデマンド交通の用に供する車両・・・120万円

4 他補助との併用

（国庫補助）・・・併用不可

（市町村補助）・・・併用可

※ただし、県補助の考え方により公費補助は最大120万円と考えているため、市町村補助額を加算して120万円を超えないよう調整することがあります。

5 令和2年度予算額

110台 67,800千円

（令和2年度第1次募集時（4月13日～5月15日）に59台交付決定済）

※予算のうち3台は、市町村の委託等によるデマンド交通の用に供する車両

6 県協議会の設置

県内全域にUDタクシー等を普及していくため、県が主体となり、地方運輸局・関係事業者・関係団体などを構成員として「県バリアフリー交通推進協議会」を設置し、地域の導入状況等を勘案のうえ、交付決定方針について審議します。